

沖縄県立病院経営計画

(平成29年度～平成32年度)

平成29年3月
沖縄県病院事業局

沖縄県病院事業基本理念・基本方針

基本理念

県立病院は、沖縄県の基幹病院、また、地域の中核病院として、救急医療、小児・周産期医療、離島・へき地医療、精神医療等の政策医療を提供するとともに、地域医療の確保に努めます。

基本方針

- (1) 県民・患者の視点に立った医療を提供するとともに、医療水準の向上に努めます。
- (2) 人材育成を推進し、知識、技術の向上に取り組みます。
- (3) 県立病院として必要な医療提供体制を整備するとともに、職員が生き生きと働ける職場を目指します。
- (4) 安定した経営を行い、適切な投資が出来るよう努めます。

目 次

第1	沖縄県立病院経営計画の目的	1
1	県立病院の現状	1
2	国の動向	1
3	計画の意義	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画の目標	2
6	計画の進行管理	2
7	計画の期間	3
第2	病院事業局の主な経営計画	4
1	県立病院経営再建計画	4
(1)	概要	4
(2)	評価	4
2	県立病院経営安定化計画	6
(1)	概要	6
(2)	評価	6
3	今後の課題	8
第3	県立病院の役割	9
1	北部病院	9
2	中部病院	10
3	南部医療センター・こども医療センター	11
4	宮古病院	12
5	八重山病院	13
6	精和病院	14

第4	県立病院の役割を果たしていくための取組	15
1	救急医療	16
	(1) 救急医療に係る取組	16
	(2) 救急医療に係る指標	16
2	小児・周産期医療	17
	(1) 小児・周産期医療に係る取組	17
	(2) 小児・周産期医療に係る指標	17
3	離島・へき地医療	20
	(1) 離島・へき地医療に係る取組	18
	(2) 離島・へき地医療に係る指標	20
4	教育研修	21
	(1) 教育研修に係る取組	21
	(2) 教育研修に係る指標	22
第5	経営の効率化	23
1	経営計画の3つの目標	23
	(1) 経常収支の黒字確保	23
	(2) 投資資金の確保	23
	(3) 手元流動性の確保	23
2	経営の効率化に関する取組	24
	(1) 収支の改善	24
	(2) 経営の安定性	25
3	目標の設定	26
	(1) 経常収支の黒字確保	26
	(2) 投資資金の確保	27
	(3) 手元流動性の確保	27
4	主な経営指標	27

第6	病院事業への支援等の考え方	30
----	---------------	----

第7	経営形態及び再編・ネットワーク化	31
----	------------------	----

1	経営形態	31
---	------	----

2	再編・ネットワーク化	31
---	------------	----

別表	「収支計画」(第5 経営の効率化 3-(1) 関連)	33
----	----------------------------	----

◇	総括表	33
---	-----	----

◇	北部病院	35
---	------	----

◇	中部病院	37
---	------	----

◇	南部医療センター・こども医療センター	39
---	--------------------	----

◇	宮古病院	41
---	------	----

◇	八重山病院	43
---	-------	----

◇	精和病院	45
---	------	----

◇	県立病院課	47
---	-------	----

資料編

	県立病院・附属診療所位置図	49
--	---------------	----

	県立病院の役割と機能	50
--	------------	----

第1 沖縄県立病院経営計画の目的

1 県立病院の現状

沖縄県では、北部、中部、南部、宮古、八重山の5つの保健医療圏に、6つの県立病院と16カ所の附属診療所が整備され、県立病院が中核となって本県の医療提供体制が構築されてきた。

また、県立病院は、本土復帰前から医師の卒後臨床研修事業に取り組み、今日まで多くの医師を養成し、県内医療機関の医師確保に貢献してきた。

現在でも、県立病院は、救急医療、小児医療及び周産期医療など、一般的に不採算と言われる医療で地域の中核となり、また、救命救急センターなど、3次医療の拠点を整備し、高度な医療を提供している。

このほか、本県においては、市町村立及びその他の公的病院が少ないことから、県立病院が地域医療の確保においても大きな役割を果たしており、小規模な離島においても、プライマリ・ケアを学んだ医師等により医療を提供している。

このように県立病院は、本県の医療提供体制において重要な役割を担っており、県立病院が今後も地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営の下で、持続可能な経営の健全化の達成に向けた取組を進めていく必要がある。

2 国の動向

国においては、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について整備を行う「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を平成26年6月に公布した。

また、厚生労働省が平成27年3月に策定した「地域医療構想策定ガイドライン」において、都道府県は、病床機能報告制度や地域の医療需要の将来推計等に基づき、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定し、更なる機能分化を推進することとされている。

さらに、総務省が平成27年3月に策定した「新公立病院改革ガイドライン」において、地方公共団体は、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や経営の効率化等を踏まえた「新公立病院改革プラン」を策定し、更なる改革を実施する必要があるとしており、公立病院を巡る環境は大きく変化してきている。

3 計画の意義

病院事業局では、これまでに4次にわたる「沖縄県病院事業経営健全化計画（昭和57年度～平成19年度）」や「県立病院経営再建計画（平成21年度～平成23年度）」及び「県立病院経営安定化計画（平成24年度～平成28年度）」を策定し、同計画に基づき、経営改善に取り組んできたところである。

また、「県立病院経営安定化計画」の期間中には、消費税率の引き上げや会計制度の見直し等による外部環境の変動など、県立病院の経営に大きな影響を与える要因が生じている。

このようなことから、病院事業局では、さらなる経営の安定化や県立病院の改革に向けて、これまでの「県立病院経営再建計画」や「県立病院経営安定化計画」における財務面の指標等に加えて、県立病院の役割の明確化や、役割を果たしていくための取組等を明記した計画を策定するものである。

4 計画の位置づけ

本計画は、「県立病院経営安定化計画」に続く、新たな経営計画に位置付けるとともに、「新公立病院改革ガイドライン」に基づく「新公立病院改革プラン」にも位置付けるものとする。

5 計画の目標

本計画においては、「経常収支の黒字確保」、「投資資金の確保」、「手元流動性の確保」を経営の基本目標とする。

併せて、県立病院の役割を果たしていくための取組を実施することとする。

6 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、病院ごとに実施計画を定めて取組を進めるとも

に、取組状況については「経営改革会議」等において進行管理を行うこととする。

その際、計画の達成状況をP D C Aサイクルで検証・評価し、目標管理を徹底していくこととする。

また、外部有識者で構成される「沖縄県立病院経営評価委員会」においても評価を実施することとする。

7 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。

また、医療政策に係る国及び県等の動向を注視しながら、診療報酬改定、患者動向等の変化、計画の達成状況の検証・評価及び経営状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2 病院事業局の主な経営計画

1 県立病院経営再建計画

(1) 概要

県立病院の経営状況については、昭和47年度の事業開始から平成18年度の地方公営企業法の全部適用に至るまで、昭和53年度決算を除き、常に経常損失を計上していた。

こうした状況の下、病院事業局では昭和57年度から平成19年度まで4次にわたる経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組んだものの、平成18年度決算では過去最大となる約50億円の経常損失を計上、約113億円の資金不足となった。

そのため、平成21年度から平成23年度までの3年間を経営再建期間と位置づけ、集中的な改革を実行するため、「県立病院経営再建計画」を策定した。

同計画においては、(1) 不良債務の解消、(2) 約100億円の資金不足の解消、(3) 経常収支の黒字化の3つの目標を掲げ、公立病院特例債の活用、一般会計からの支援強化、各病院の権限の強化等の取り組みを進めた。

(2) 評価

ア 不良債務の解消

平成12年度から発生している不良債務の解消については、公立病院特例債の活用等により平成20年度に達成した。

(不良債務等の推移)

(単位：百万円、%)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
不良債務額	3,795	0	0	0	0
不良債務比率	10.2	0	0	0	0

イ 資金不足の解消

資金不足の解消については、材料費縮減プロジェクトの実施や一般会計からの支援等により、目標年度から1年前倒しの平成22年度に達成した。

(資金不足額の推移)

(単位：百万円)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
計 画	9,990	5,808	4,389	2,618	0
実 績	9,990	2,900	1,080	0	0

ウ 経常収支の黒字化

経常収支の黒字化については、病院事業全体では目標年度から2年前倒しの平成21年度に達成した。

(計画策定時)

(単位：百万円)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
経常収益	42,184	40,795	42,031	41,990	43,068
経常費用	45,650	44,073	42,911	42,516	42,050
経常収支	△3,466	△3,278	△880	△526	1,018

※以下、各表については四捨五入で端数が合わない場合あり

(実 績)

(単位：百万円)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
経常収益	42,184	41,544	43,908	45,936	48,805
経常費用	45,650	43,696	43,165	44,110	45,855
経常収支	△3,466	△2,152	743	1,826	2,950

2 県立病院経営安定化計画

(1) 概要

「県立病院経営再建計画」では、同計画で掲げた3つの目標を達成したものの、「県立病院の経営再建検証委員会」から、経営再建の検証結果として、更なる経営改善の取り組みや、患者数の確保、医師・看護師等の人材の確保、固定費の中で大きな割合を占める給与費の適正化などが課題と指摘された。

また、過去の資金不足などの短期債務を公立病院特例債等の長期債務へ振り替えたことによる約70億円の固定債務を計画的に返済するなど財務体質の強化も求められた。

このような状況から、「県立病院経営再建計画」の成果を受け、県立病院改革を継続するという基本的な考え方の下、大綱的な計画として「県立病院経営安定化計画」を策定した。

同計画は、平成24年度から平成28年度までを計画期間とし、(1) 経常収支の黒字維持、(2) 手元流動性の確保、(3) 約70億円の長期債務の縮減の3つの目標を掲げ、収益の確保、費用の縮減、人員体制の整備と人材の安定確保、効果的・効率的な設備投資等に取り組むこととしている。

(2) 評価【平成27年度実績まで】

※計画期間中に新たな会計基準が適用となったことから平成26年度以降の実績については同基準に基づく決算値となっている。

ア 経常収支の黒字維持

経常収支については、平成24～26年度については黒字維持の目標を達成したものの平成27年度は赤字となり目標を達成できなかった。

(計画策定時)

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28 ※
経常収益	46,752	48,185	48,117	48,042	57,352
経常費用	45,348	47,933	47,664	48,089	56,748
経常収支	1,404	252	453	△47	604

※H28は期間延長時 (H27) に追加

(実 績)

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28 ※
経常収益	47,043	48,466	51,576	52,890	—
経常費用	45,781	47,584	51,092	53,073	—
経常収支	1,262	882	485	△183	—

※H28は年度中のため実績なし

イ 手元流動性の確保

手元流動性の確保については、各年度で目標を達成している。

※手元流動性の確保：期末資金残高が年間費用の1ヶ月分以上確保されているかで判断している。

(計画策定時)

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28 ※
期末残高	9,569	10,625	11,162	11,513	5,161

※H28は期間延長時（H27）に追加

(実 績)

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28 ※
期末残高	10,814	8,732	8,008	6,410	—
費用1ヶ月分	3,830	4,070	4,500	4,437	—

※H28は年度中のため実績なし

ウ 約70億円の長期債務の縮減

長期債務については、平成27年度まで当初の計画どおり償還しており、目標を達成している。

※長期債務：過去の資金不足から積み上がった短期債務を長期借入金に振り替えたことに伴い発生した債務であり、「公立病院特例債」、「産業振興基金借入金」、「一般会計借入金」を対象としている。

(計画策定時・実績)

(単位：百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
償還額	0	595	596	996	1,196	1,197	600
期末残高	6,980	6,385	5,789	4,793	3,597	2,400	1,800

3 今後の課題

沖縄県病院事業は、「県立病院経営再建計画」、「県立病院経営安定化計画」に基づいた取組により、平成21年度から平成26年度まで経常利益を計上し経営改善の成果を挙げていたものの、企業債の償還や長期債務の返済等に伴い資金が減少傾向にあるほか、平成27年度においては経常損失を計上するなど厳しい経営状況となっている。

また、これまでの計画では、主に収益的収支（3条予算）に重点を置いた目標を掲げていたが、病院では定期的な医療機器等の設備投資が不可欠なことから、資本的収支（4条予算）の収支均衡に必要な資金も踏まえて経営を行うことが重要である。

さらに、地域医療構想も踏まえ、今後の県立病院に求められる役割を果たしていくために必要な設備投資に加え、人員体制の整備に取り組むなど、医療提供体制の確保・充実を図るとともに、2年毎に実施される診療報酬の改定や今後予定されている消費税の税率改正等、制度改正に伴う経営への影響等を考慮しつつ、今後の病院経営に取り組む必要がある。

第3 県立病院の役割

県立病院は、民間医療機関では対応の困難な医療の提供、地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供、公的医療機関として担う必要がある医療の提供等を中心に役割を担っており、このような役割を踏まえ、高度医療、特殊医療、不採算医療、地域医療の確保、法令等の位置付けがある医療、先導的医療、地域の医療レベル向上のための教育・研修機能等を提供している。

県立病院の役割については、当面は、現在の役割を維持することを基本とするが、今後は、地域医療構想を踏まえ、将来の医療機能、病床機能について検討を進めることとする。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割については、各県立病院の特性に応じて検討を行う必要がある。

このほか、地域医療を安定的かつ効果的に提供していく観点から、市町村とのさらなる連携・協力が必要とされている。

なお、各県立病院の役割等については、次のとおりである。

1 北部病院

北部病院は、救急医療、高度医療、特殊医療、不採算医療、医療従事者への研修などの役割を担っており、また、地域医療の拠点として地域医療支援病院に指定されている。

周産期医療については、平成28年5月に、地域周産期母子医療センターに認定され、北部保健医療圏における周産期医療の中核となっている。

平成28年12月には、急性期治療を終えた患者の在宅復帰を目的とする地域包括ケア病棟を設置し、在宅医療の支援に努めている。

また、基幹型臨床研修病院として、研修医に対して研修プログラムを実施している。

このほか、附属診療所として、伊平屋診療所、伊是名診療所を運営し、プライマリ・ケアを中心に地域に必要な医療を提供するとともに、相互に連携して救急医療にも対応している。

今後は、現在の病院の役割を維持しつつ、診療科の強化、地域と連携した在宅医療の支援に努め、また、可能な限り地域完結型医療の提供体制の整備

を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割についても、検討する必要がある。

【主な指定医療機関等の状況】

- ・ 地域周産期母子医療センター
- ・ 沖縄県難病医療協力病院
- ・ へき地医療拠点病院
- ・ 救急指定病院
- ・ 地域医療支援病院
- ・ 第二種感染症指定医療機関
- ・ 地域災害拠点病院
- ・ DMA T 指定病院
- ・ 基幹型臨床研修病院
- ・ 看護学生実習施設

2 中部病院

中部病院は、救急医療、高度医療、特殊医療、不採算医療、医療従事者への研修などの役割や、中部保健医療圏におけるがん診療連携拠点病院としての役割を担っており、また、地域医療の拠点として、地域医療支援病院に指定されている。

救急医療については、1次からの救急患者に対応しながら、救命救急センターとして、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を総合的に提供している。

周産期医療については、総合周産期母子医療センターとして、中部及び北部保健医療圏のリスクの高い妊婦に対する医療等を提供している。

また、基幹型臨床研修病院として、研修医に対して研修プログラムを実施するとともに、へき地医療拠点病院として、診療所に医師を派遣し、離島の人々の健康をサポートしているほか、離島中核病院に医師を派遣する役割も担っている。

災害医療については、都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院に指定されている。

さらに、日本臓器移植ネットワーク会員施設となっており、県内唯一の生体肝移植を行っている。

このほか、附属診療所として、津堅診療所を運営し、プライマリ・ケアを中心に地域に必要な医療を提供するとともに、相互に連携して救急医療にも対応している。

今後は、現在の病院の役割を維持しつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割については、在宅療養患者の緊急時における後方病床の確保や人材育成など、病院の特性に応じて、検討する必要がある。

【主な指定医療機関等の状況】

- ・救命救急センター
- ・総合周産期母子医療センター
- ・がん診療連携拠点病院
- ・沖縄県難病医療協力病院
- ・へき地医療拠点病院
- ・救急指定病院
- ・地域医療支援病院
- ・第二種感染症指定医療機関
- ・基幹災害拠点病院
- ・地域災害拠点病院
- ・DMAT指定病院
- ・エイズ治療拠点病院
- ・日本臓器移植ネットワーク会員施設
- ・基幹型臨床研修病院
- ・看護学生実習施設

3 南部医療センター・こども医療センター

南部医療センター・こども医療センターは、全国でも数少ないこども病院を併設した大人と子どものための総合医療センターであり、救急医療、高度医療、特殊医療、不採算医療、医療従事者への研修などの役割を担っており、また、地域医療の拠点として地域医療支援病院に指定されている。

救急医療については、救命救急センターとして、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を総合的に提供しているとともに、平成28年4月には、小児救命救急センターとして指定を受け、重篤な小児救急患者への対応も行っている。

周産期医療については、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊婦に対する医療等を提供している。

また、基幹型臨床研修病院として、研修医に対して研修プログラムを実施するとともに、へき地医療拠点病院として、診療所に医師を派遣し、離島の人々の健康をサポートしているほか、離島中核病院に医師を派遣する役割も担っている。

さらに、感染症医療については、県立病院として唯一、第一種感染症指定医療機関に指定されている。

このほか、附属診療所として、8つの診療所（久高診療所、渡嘉敷診療所、座間味診療所、阿嘉診療所、渡名喜診療所、粟国診療所、北大東診療所、南大東診療所）を運営し、プライマリ・ケアを中心に地域に必要な医療を提供するとともに、相互に連携して救急医療にも対応している。

今後は、現在の病院の役割を維持しつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割については、在宅療養患者の緊急時における後方病床の確保や人材育成など、病院の特性に応じて、検討する必要がある。

【主な指定医療機関等の状況】

- ・救命救急センター
- ・小児救命救急センター
- ・総合周産期母子医療センター
- ・沖縄県難病医療協力病院
- ・へき地医療拠点病院
- ・日本小児総合医療施設協議会会員施設
- ・救急指定病院
- ・地域医療支援病院
- ・第一種感染症指定医療機関
- ・第二種感染症指定医療機関
- ・地域災害拠点病院
- ・DMAT指定病院
- ・DPAT登録病院
- ・エイズ治療拠点病院
- ・基幹型臨床研修病院
- ・看護学生実習施設

4 宮古病院

宮古病院は、一般医療はもとより、救急医療、精神医療において、宮古保健医療圏の中核的な病院となっており、高度医療、特殊医療、不採算医療、医療従事者への研修などの役割を担っている。

また、宮古保健医療圏が離島であるという地理的条件を踏まえ、可能な限り地域完結型医療の提供体制の整備に努めており、周辺離島における救急搬送受け入れも行っている。

周産期医療については、平成26年4月に、地域周産期母子医療センターに認定され、宮古保健医療圏における周産期医療の中核となっている。

また、平成27年4月には、地域がん診療病院として指定され、がん診療の均てん化を図っている。

さらに、基幹型臨床研修病院として、平成28年4月から研修医に対して研修プログラムを実施している。

このほか、附属診療所として、多良間診療所を運営し、プライマリ・ケアを中心に地域に必要な医療を提供するとともに、相互に連携して救急医療にも対応している。

今後は、現在の病院の役割を維持しつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割についても、検討する必要がある。

【主な指定医療機関等の状況】

- ・ 地域周産期母子医療センター
- ・ 地域がん診療病院
- ・ 医療観察法指定通院医療機関
- ・ 沖縄県難病医療協力病院
- ・ へき地医療拠点病院
- ・ 救急指定病院
- ・ 第二種感染症指定医療機関
- ・ 地域災害拠点病院
- ・ DMA T 指定病院
- ・ 基幹型臨床研修病院
- ・ 看護学生実習施設

5 八重山病院

八重山病院は、一般医療はもとより、救急医療、精神医療において、八重山保健医療圏の中核的な病院となっており、高度医療、特殊医療、不採算医療、医療従事者への研修などの役割を担っている。

また、八重山保健医療圏が12の有人離島であるという地理的条件を踏まえ、可能な限り地域完結型医療の提供体制の整備に努めており、周辺離島からの救急搬送も受け入れているほか、与那国町立診療所の後方支援も行っている。

周産期医療については、平成27年11月に、地域周産期母子医療センターに認定され、八重山保健医療圏における周産期医療の中核となっている。

さらに、平成28年4月には、地域がん診療病院として指定され、がん診療の均てん化を図っている。

このほか、附属診療所として、4つの診療所（大原診療所、西表西部診療所、小浜診療所、波照間診療所）を運営し、プライマリ・ケアを中心に地域に必要な医療を提供するとともに、相互に連携して救急医療にも対応している。

今後は、現在の病院の役割を維持しつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割についても、検討する必要がある。

【主な指定医療機関等の状況】

- ・ 地域周産期母子医療センター
- ・ 地域がん診療病院
- ・ 医療観察法指定通院医療機関
- ・ 沖縄県難病医療協力病院
- ・ へき地医療拠点病院
- ・ 救急指定病院
- ・ 第二種感染症指定医療機関
- ・ 地域災害拠点病院
- ・ D M A T 指定病院
- ・ 協力型臨床研修病院
- ・ 看護学生実習施設

6 精和病院

精和病院は、本県の精神医療の中核的機能を担う病院として、民間病院では対応困難な触法患者や、治療抵抗性の患者を多く受け入れており、また、結核合併症患者の受入れや、離島・へき地の精神医療への協力及び支援を行い、地域医療の確保に努めている。

精神科救急については、精神科救急医療体制当番病院として、平日夜間及び土日祝日の救急患者の受入れを行い、精神保健福祉の充実を図っている。

なお、精神医療においては、国の医療政策である「入院医療から地域生活への移行の推進」が進められていることから、長期入院患者の退院促進を図るとともに、本県の精神保健医療分野における公立精神科病院としての今後のあり方について、検討する必要がある。

【主な指定医療機関等の状況】

- ・ 医療観察法指定通院医療機関
- ・ 第二種感染症指定医療機関
- ・ 精神科救急医療体制当番病院
- ・ D P A T 登録病院
- ・ 協力型臨床研修病院
- ・ 看護学生実習施設

第4 県立病院の役割を果たしていくための取組

県立病院は、沖縄県における基幹病院、また、地域の中核病院として、救急医療、小児・周産期医療、離島・へき地医療、精神医療等の政策医療を提供するとともに、地域医療を確保するため、医療水準の向上に努め、人材育成を推進するなど、引き続き県立病院に求められる役割を果たしていくための取組を進めることとする。

県立病院がその役割を果たしていくために取り組むべき課題は多岐にわたるが、本計画では、特に重視すべきと考える、救急医療、小児・周産期医療、離島・へき地医療、教育・研修について、指標を示して取組を実施することとする。

なお、ここで示す指標は、県立病院が役割に応じた機能を発揮し、必要な医療を提供できているか等を確認・検証するために注視すべき指標として掲げるものであり、実績値により管理を行うこととする。

また、それぞれの病院が医療機能を十分発揮するためには、体制の整備・強化が必要であるが、北部及び離島を中心に、医師・看護師等医療スタッフの安定的な確保は大きな課題であり、保健医療部等とも連携して、引き続き人材確保に取り組むこととする。

県立病院ではこのほかにも、がんや心疾患等を対象とした高度医療、重症精神障害者医療などの特殊医療、地域で不足する一般医療など、幅広い医療を担っており、それぞれに課題もある。

そのため各病院においては、実施計画のなかで、次に掲げる主な取組に加え、それぞれの役割や機能、特色を踏まえた取組を定めて管理していくこととする。

今後については、地域医療構想を踏まえた医療機関の機能分化・連携の推進が求められることから、県立病院としての役割や機能のあり方についてもさらに検討を進め、地域で必要とされる病院を目指した取組を行う必要がある。

1 救急医療

(1) 救急医療に係る取組

県立病院は、救急指定病院（精和病院においては、救急医療体制当番病院）として地域の救急医療を担っている。その中でも、中部病院に、救命救急センター、南部医療センター・こども医療センターに、救命救急センター及び小児救命救急センターを設置し、より高度な救急医療に常時対応できる医師や看護師等の医療スタッフを配置して対応している。

今後も、その機能や体制を維持していく必要があることから、引き続き次のことに取り組むこととする。

- 24時間365日、救急患者を受け入れるための環境の整備
- 市町村及び地域医療機関等との更なる連携の強化
- 医療スタッフの安定的な確保

(2) 救急医療に係る指標

区分	①救急入院患者延数※1（人）			②救急車両受入数※2（件）		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北部病院	3,168	3,490	3,761	3,254	3,246	3,533
中部病院	9,203	8,743	8,460	7,497	7,749	7,502
センター※3	4,363	5,588	5,920	3,952	4,389	4,644
宮古病院	3,010	2,854	2,870	2,097	2,327	2,323
八重山病院	3,259	2,843	3,042	1,659	1,614	1,640
精和病院	133	114	104	80	62	68
合計	23,136	23,632	24,157	18,539	19,387	19,710

※1 救急入院患者延数：救急受診患者のうち入院に至った患者（時間内、時間外、土日祝日を含む）

※2 救急車両：救急車、警察及び保健所車両等（救急医療用ヘリコプター、民間航空機等を経由した搬送を含む）

※3 センター：南部医療センター・こども医療センター（以下、同じ）

2 小児・周産期医療

(1) 小児・周産期医療に係る取組

県立病院は、各保健医療圏に、総合周産期母子医療センター、または、地域周産期母子医療センターを設置し、リスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を提供している。

また、南部医療センター・こども医療センターにおいては、小児集中治療室（P I C U）を設置し、重篤な患者に対する治療やケアを実施している。

しかしながら、産科・新生児科医師や看護師、助産師等の安定的な人材の確保が課題であり、特に北部及び離島においては確保が難しい状況となっている。

このことから、その機能や体制を充実していくために、引き続き次のことに取り組むこととする。

- 安定した小児医療提供体制の整備と機能の充実
- 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの充実
- 専門医師、看護師、助産師等の安定的な人材の確保

(2) 小児・周産期医療に係る指標

区 分	①分娩件数（件）					
	分娩件数			うち異常分娩件数※		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北部病院	58	121	184	36	62	89
中部病院	1,201	1,057	1,086	553	464	434
センター	484	502	429	276	286	244
宮古病院	361	360	383	168	158	177
八重山病院	605	525	582	195	142	159
合 計	2,709	2,565	2,664	1,228	1,112	1,103

※ 異常分娩：健康保険の適用となる分娩（例：帝王切開、胎児の位置異常など）

区 分	②新生児集中治療室 (N I C U) 入院患者延数 (人)		
	H25	H26	H27
北部病院※	-	-	-
中部病院	4,359	4,382	4,366
センター	4,359	4,365	5,848
宮古病院	2,726	851	674
八重山病院	-	47	581
合 計	11,444	9,645	11,469

※ 北部病院は平成28年4月に新生児集中治療室 (N I C U) を設置

区 分	③小児科患者延数 (人)					
	入院			外来		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北部病院	6,667	8,931	6,731	17,534	16,678	15,975
中部病院	19,648	21,104	20,045	28,608	24,755	24,502
センター	32,442	30,509	30,623	38,534	37,775	38,178
宮古病院	5,844	3,960	5,193	12,857	12,702	13,518
八重山病院	4,586	4,565	4,634	15,920	14,965	15,207
合 計	69,187	69,069	67,226	113,453	106,875	107,380

区 分	④小児集中治療室(P I C U) 入院患者延数 (人)		
	H25	H26	H27
北部病院	-	-	-
中部病院	-	-	-
センター※	1,659	1,643	1,770
宮古病院	-	-	-
八重山病院	-	-	-
合 計	1,659	1,643	1,770

※ センターのみ小児集中治療室 (P I C U) を設置

3 離島・へき地医療

(1) 離島・へき地医療に係る取組

県立病院は、民間医療機関の少ない地域における医療を確保するため、北部、宮古及び八重山保健医療圏に、それぞれ北部病院、宮古病院及び八重山

病院を設置するとともに、周辺離島16ヶ所に附属診療所を設置し、住民の医療を担っている。

また、中部病院、南部医療センター・こども医療センターでは、離島中核病院の宮古病院、八重山病院へ継続的に医師の派遣や応援を行なっている。

しかしながら、離島・へき地においては、医師、看護師等の安定的な人材確保が難しい状況にあるほか、地域で唯一の医療機関である附属診療所では、スタッフへの負担が大きいこと、研修や学会に参加する機会が少ないことなどの課題がある。

このことから、その機能や体制を充実していくために、引き続き次のことに取り組むこととする。

- 県内外の大学や医療機関等との連携による医師の確保
- 沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金の活用による医師確保
- 島しょ看護に係る研修の実施
- 代診・代看等による附属診療所に勤務する医師、看護師の研修参加等の支援※1
- しまナースの派遣による、附属診療所に勤務する看護師の研修参加等の支援※2
- 中部病院及び南部医療センター・こども医療センターからの北部及び離島への応援体制の支援
- 設備や医療機器等の整備・充実
- 新八重山病院の新築移転による、医療提供体制の整備・充実
- 附属診療所における、医療提供体制を維持するための市町村とのさらなる連携・協力

※1 代診・代看：附属診療所に勤務する医師、看護師が研修等で島を離れる際の代替要員として、各県立病院が主体となって医師（代診）、看護師（代看）を派遣している。

※2 しまナース：代替看護師派遣事業により、診療所の看護師不在を防ぐために派遣される離島医療支援看護師

(2) 離島・へき地医療に係る指標

※再掲

区 分	①救急入院患者延数(人)			②救急車両受入数 (件)		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北部病院	3,168	3,490	3,761	3,254	3,246	3,533
宮古病院	3,010	2,854	2,870	2,097	2,327	2,323
八重山病院	3,259	2,843	3,042	1,659	1,614	1,640
合 計	9,437	9,187	9,673	7,010	7,187	7,496

※再掲

区 分	③分娩件数 (件)					
	分娩件数			うち異常分娩件数		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北部病院	58	121	184	36	62	89
宮古病院	361	360	383	168	158	177
八重山病院	605	525	582	195	142	159
合 計	1,024	1,006	1,149	399	362	425

※再掲

区 分	②新生児集中治療室 (NICU) 入院患者延数 (人)		
	H25	H26	H27
北部病院	-	-	-
宮古病院	2,726	851	674
八重山病院	-	47	581
合 計	2,726	898	1255

区 分		⑤附属診療所患者延数（人）		
		H25	H26	H27
北部病院	伊平屋診療所	6,157	5,560	4,818
	伊是名診療所	6,773	7,020	5,986
中部病院	津堅診療所	2,911	3,015	2,582
センター	久高診療所	1,317	1,239	1,303
	渡嘉敷診療所	2,889	2,714	2,712
	座間味診療所	3,905	3,922	4,133
	阿嘉診療所	2,320	2,308	2,231
	渡名喜診療所	2,431	2,369	2,492
	粟国診療所	4,548	4,059	3,581
	北大東診療所	3,806	3,278	3,122
	南大東診療所	6,714	7,147	7,157
宮古病院	多良間診療所	5,476	5,201	5,059
八重山病院	大原診療所	4,084	3,933	3,874
	西表西部診療所	4,014	4,509	4,636
	小浜診療所	3,100	3,209	2,775
	波照間診療所	3,399	3,416	3,366
合 計		63,844	62,899	59,827

4 教育・研修

(1) 教育・研修に係る取組

県立病院は、北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター及び宮古病院が基幹型臨床研修病院に、八重山病院、精和病院が協力型臨床研修病院に指定されており、研修医に対して研修プログラム等を実施している。

また、全県立病院においては、看護師やコメディカル等の養成のため、看護学生や研修生を受け入れ、実習指導を行うとともに、地域の医療機関等からの職員研修等の受入れも実施している。

なお、平成30年度から開始が予定されている新専門医制度においては、研修を実施する施設に認定されるための要件として、一定の指導医の人数や症例数が必要とされており、今後の指導医の確保・育成等が課題となっている。

このことから、県立病院においては、各病院機能や特性に応じて、次のことに取り組むこととする。

- 研修医の安定的な確保・育成
- 指導医や専門医等の指導スタッフの確保・育成
- 教育・研修プログラムの整備・充実
- 教育・研修に必要な設備・機能の充実

(2) 教育・研修に係る指標

区 分	①研修医の受入数（人）								
	初期研修			後期研修			その他※		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北部病院	8	7	7	1	0	5	6	10	8
中部病院	55	56	57	29	34	31	10	18	12
センター	26	15	11	16	15	22	10	30	48
宮古病院	0	0	0	0	1	4	21	23	32
八重山病院	0	0	0	0	0	0	25	23	8
精和病院	0	0	0	0	0	0	24	14	23
合 計	89	78	75	46	50	62	72	118	131

※その他：初期研修、後期研修以外の受入れ研修医

区 分	②看護学生の実習 受入延数（人）※1			③看護学生以外の実習 受入延数（人）※2		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北部病院	312	535	523	1	10	14
中部病院	533	667	579	34	65	70
センター	828	826	751	136	112	124
宮古病院	18	45	33	19	46	120
八重山病院	7	18	14	16	7	11
精和病院	146	155	137	9	4	5
合 計	1,844	2,246	2,037	215	244	344

※1 看護実習計画等に基づき受入れた看護学生の延人数

※2 看護学生以外（薬剤師・放射線技師・救命救急士の学生等）の実習受入れ延人数

第5 経営の効率化

1 経営計画の3つの基本目標

県立病院が今後も地域において、必要な医療を適切かつ安定的に提供していくため、本計画において「経常収支の黒字確保」、「投資資金の確保」、「手元流動性の確保」の3つの基本目標を達成するよう経営に取り組むこととする。

(1) 経常収支の黒字確保

沖縄県病院事業は、平成21年度から平成26年度まで経常収支が黒字となったものの、平成27年度は赤字となったことから、医療を安定的に提供するために経常収支の黒字確保を目標とする。

(2) 投資資金の確保

県立病院が、地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、施設や医療機器の整備に係る設備投資が不可欠である。

投資を継続して行うためには、安定した経営基盤の構築に取り組み、十分な資金を確保する必要がある。

そのため、収益的収支に加え、設備投資に係る資本的収支も含めた収支均衡に必要な投資資金の確保を目標とする。

(3) 手元流動性の確保

県立病院は、地方公営企業として運営していることから、発生する資金需要に対応するために必要な現金を確保することを目標とする。

※一般的に手元流動性は、年間費用の2ヶ月分以上が望ましいとされている。

また、1ヶ月分を割り込むと資金繰りに多大な影響が生じる可能性がある。

2 経営の効率化に関する取組

県立病院が本計画で掲げた3つの基本目標を達成するため、経営の効率化に資する以下に掲げる事項を実施し、持続的な経営の健全化に取り組むこととする。

(1) 収支の改善

沖縄県病院事業は、平成20年度まで経常損失を計上していたが経営改善に取り組むとともに一般会計から支援を受けた結果、平成21年度から平成26年度まで経常利益を計上した。

しかしながら、平成27年度決算では再び経常損失となったことから、改めて経営改善の取組を強化する必要がある。

ア 収益の確保

県立病院の運営に要する経費については、ほとんどが医療を提供することにより得られる医業収益で賄い、その大半を占める保険診療に係る診療報酬は、国が定めていることから各病院においては診療報酬を確実に得るため、診療報酬改定への対応や患者数の確保等に取り組む必要がある。

そのため、他医療機関との連携による患者数の確保、病床利用の効率化に努めるとともに、施設基準の取得やDPC分析の強化に加え査定・返戻の縮減等、引き続き収益の確保に向けて取り組むこととする。

また、個人負担分医業未収金の縮減に向けては、納付相談の強化、クレジットカード決済の拡充等を行い発生防止に努めるとともに、債務者への訪問督促等、適切な債権管理を行うこととする。

イ 費用の縮減

県立病院は地方公営企業として医療を提供し、それに要する経費を診療報酬等という形で回収して、また医療を提供するという活動を繰り返し継続しているところである。

医療を安定的に提供するため、費用については、その必要性は当然のこと、最小限の費用で最大限の効果を発揮しているかを常に意識する必要がある。

そのため、材料費等の適正化や委託業務の見直し等を引き続き実施し、費

用の縮減に取り組むこととする。

(2) 経営の安定性

県立病院が経営を安定的に行うためには、経常収支の黒字を維持するとともに、資金の確保が必要である。

さらに、医療を提供する人員体制の整備と人材の安定確保や設備投資等も必要であり、特に平成27年度から実施している新八重山病院の整備に伴い、今後、企業債を償還するために多額の資金を要することから、引き続き経営の安定に向けて取り組むこととする。

ア 資金の確保

資金は、日々の医療を実施するために必要不可欠なものであり、資金が不足することは病院の経営に大きな支障を与えることから、その状況を注視する必要がある。

また、県立病院における施設・医療機器等の設備投資については、企業債や補助金等を財源として整備しているところである。企業債については後年度に償還する必要があることから、今後も収益的収支において資本的収支の補填財源を安定的に確保できるよう努めていくこととする。

イ 人員体制の整備と人材の安定確保

地域医療構想を踏まえた県立病院の役割や機能についての検討を進め、医療提供体制の確保と経営の影響等を総合的に考慮し、医療制度等の動向を注視しつつ、事業運営に必要な人員体制を整備することとする。

医師や看護師等の人材については、他の医療機関との協力連携の強化や県内外での説明会の実施、研修制度の充実等によって医師・看護師等の安定確保を行うこととする。

また、人材確保の取り組みに加え、医療の適切かつ安定的な提供と経営の効率化に資する人材を育成するため、各種研修等を推進し職員の資質及び能力の向上を図る。特に事務部門においては、病院運営の知識・経験を有する人材の育成・確保を行い、専門性の強化を図る。

ウ 効果的・効率的な設備投資

県立病院が地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、施設や医療機器の整備、更新を行っていく必要がある。このため、医療ニーズや施設状況の把握、企業債の償還シミュレーション等に基づいた経営的な視点での検討を前提に、選択と集中によって戦略的な経営を展開し、収益拡大に向け効果的・効率的な設備投資を行うこととする。

また、医療機器（情報システム含む）の調達にあたっては、他病院や県立病院間の調達情報の収集・分析、県立病院間での一括調達の推進、競争入札による競争性を確保する等の取組により調達価格の低廉化を図る。

さらに、施設については、沖縄県立病院施設等総合管理計画を策定し、ファシリティマネジメント手法を活用した中長期的な改修・更新に取り組むこととする。

3 目標の設定

県立病院の経営状況を示すため、経常収支等の各種指標における数値目標を設定し、各県立病院一丸となって目標達成に向けて取り組むこととする。

なお、次の目標のうち、経常収支以外の目標については、病院事業全体で達成に向けて取り組むこととする。

(1) 経常収支の黒字確保

○経常収支 (単位：百万円)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
北部病院	90	205	81	62	101	85	121
中部病院	274	29	87	240	264	315	492
センター	270	△181	200	201	151	152	100
宮古病院	193	172	100	105	124	116	120
八重山病院	352	344	328	14	226	△90	△67
精和病院	△99	△231	△106	△43	△43	△55	△74
県立病院課	△595	△521	△520	△520	△520	△520	△520
事業計	485	△183	170	59	303	3	172

※H26～27は決算値（太枠囲い）、H28以降は見込となっている。（以下、同じ）

上表の詳細については、別表「収支計画」（33～48ページ）のとおりである。

(2) 投資資金の確保

○資金収支 (単位：百万円)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
3条現金収支(a)	△1,059	773	1,724	1,700	1,700	1,700	1,700
4条収支(b)	△2,332	△2,332	△1,776	△1,696	△1,315	△1,507	△1,551
資金収支(a+b)	△3,396	△1,573	△ 52	4	385	137	91

※資金収支については、4条予算の収支均衡に必要な資金を算出し、3条予算で確保することを目標としている。

(3) 手元流動性の確保

○期末現金残高 (退職給付引当金は含まない) (単位：百万円)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業計	8,008	6,410	8,300	8,640	8,860	9,100	9,280
費用	2ヶ月分	8,874	8,300	8,640	8,860	9,100	9,280
	1ヶ月分	4,500	4,437	4,150	4,320	4,430	4,640

※H28以降の費用「1か月分・2ヶ月分」は減価償却費を除く。

4 主な経営指標

県立病院では、経営状況を把握・分析するにあたり、経常収支比率等に加え、患者数、病床稼働率等の別表（次頁）に示した指標を注視し、今後の病院経営に取り組むこととする。

4. 主な経営指標(別表)

	区分	北部病院			中部病院			センター			
		H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	
(1) 収支の改善	ア 収益の確保	①入院患者延数 (人)	92,945	90,534	89,477	186,761	186,880	190,448	142,008	144,782	148,031
		②外来患者延数 (人)	116,703	94,744	97,903	228,007	212,678	219,813	161,195	141,372	147,629
		③病床利用率(稼働病床) (%)	77.9	86.7	86.7	93.0	97.4	98.1	89.6	96.5	98.3
		④平均在院日数 (日)	16.0	14.4	14.3	11.7	12.4	12.6	14.3	14.1	13.9
		⑤入院診療単価 (円)	40,239	42,115	43,232	59,714	60,863	61,403	71,402	71,565	71,842
		⑥外来診療単価 (円)	11,685	12,025	12,723	11,752	13,030	13,892	16,142	15,880	15,534
		⑦診療報酬の返戻率 (%)	0.84	0.76	0.69	2.53	2.45	1.98	3.50	2.79	2.41
		⑨診療報酬の査定率 (%)	0.48	0.26	0.31	1.16	0.43	0.51	0.82	0.84	0.95
		⑩個人負担分医業未収額 (千円)	278,633	280,950	275,526	628,412	602,207	634,293	364,533	346,565	343,493
		イ 費用の縮減	①医療材料費率 (%)	18.3	16.9	18.1	21.4	21.7	22.6	23.6	22.6
②経費費率 (%)	15.5		15.0	14.6	14.0	14.3	15.3	14.9	15.4	15.5	
③後発医薬品採用比率 (%)	46.8		68.1	84.1	70.6	74.5	78.8	67.2	68.3	73.2	
(2) 経営の安定性	①経常収支比率 (%)	104.1	101.5	103.4	103.9	101.7	100.2	102.7	101.8	98.8	
	②医業収支比率 (%)	96.8	91.9	92.7	100.1	94.8	93.7	97.4	93.2	91.5	
	③職員給与費医業収益比率 (%)	66.0	69.2	69.0	59.0	61.8	61.0	58.7	63.2	64.1	
	④流動比率 (%)	253.8	106.6	125.1	483.1	166.3	182.8	453.9	157.3	152.1	
	⑤投資額※2 (百万円)	198	176	170	730	835	204	106	342	12	
	⑥企業債償還額 (百万円)	355	368	381	908	996	999	860	1,025	1,061	

※1: 全国平均の数値は、公営企業年鑑の経営主体別—全事業(都道府県)の数値を入力。

※2: 投資額は「建設工事」、「改良工事」、「医療機器及び備品」の合計額。

※「-」については、データなし。

宮古病院			八重山病院			精和病院			事業計			全国平均※1 平成26年度
H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	
93,885	91,963	90,904	78,752	78,660	79,491	80,114	77,124	73,384	674,465	669,943	671,735	-
118,193	120,257	122,248	117,126	102,408	102,843	35,443	32,794	31,559	776,667	704,253	721,995	-
86.8	91.3	90.0	61.6	74.8	75.4	87.8	88.8	84.2	83.7	90.7	90.6	73.1
16.1	16.0	16.1	13.6	15.1	14.3	180.7	179.8	186.9	15.6	15.8	15.5	16.8
38,413	41,106	41,351	38,891	39,395	38,700	14,839	15,080	14,892	48,764	50,139	50,764	49,618
9,818	10,059	10,540	9,210	9,469	11,718	12,411	12,433	13,058	11,924	12,413	13,189	14,864
2.74	0.65	0.65	1.66	1.76	1.80	0.61	0.98	0.69	1.98	1.57	1.37	-
0.44	0.42	0.29	0.54	0.54	0.49	0.02	0.07	0.06	0.58	0.43	0.44	-
259,219	256,588	263,617	249,406	240,380	237,252	30,704	31,140	28,901	1,810,907	1,786,062	1,810,627	-
19.6	19.5	19.2	17.2	16.5	17.7	15.0	14.5	16.1	20.8	20.4	21.2	24.3
18.8	16.9	16.3	16.8	16.6	16.4	10.8	11.4	12.5	15.5	15.5	15.8	-
77.0	75.7	75.2	64.0	70.2	69.7	-	75.6	77.6	65.1	72.1	76.4	-
96.9	103.1	102.7	106.8	106.8	106.3	101.2	95.7	90.2	101.9	100.9	99.7	100.2
86.7	88.2	86.9	93.9	88.5	88.1	77.9	71.8	67.3	94.4	90.4	89.3	86.3
66.1	64.3	66.8	69.0	72.5	71.7	94.9	101.9	110.6	62.9	65.9	66.3	57.2
283.8	111.3	130.0	213.9	146.1	190.4	126.8	78.8	78.8	438.5	195.8	203.6	182.5
164	83	21	595	436	1,733	33	36	16	1827	1,911	2,155	-
161	451	443	174	159	177	180	174	85	2641	3,174	3,148	-

第6 病院事業への支援等の考え方

病院事業は、地方公営企業として常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しているところである。

しかしながら、県立病院は地方公営企業として政策医療を担っており、地方公営企業法においても収入をもって充てることが適当でない経費等、一般会計等が負担すべき経費が定められ、総務省は毎年度「地方公営企業繰出金について」において地方公営企業企業への繰出金の考え方を通知している。

この考え方に沿って繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮することとなっていることも踏まえ、病院事業では、同通知を基本として一般会計が負担する経費として位置づける。

また、県立病院は、救急医療、離島・へき地医療等の政策医療を提供するとともに、地域医療を確保するため、医療水準の向上に努め、人材育成を推進するなど、引き続き県立病院に求められる役割を果たす必要があることから、病院事業では、その経費に対する支援のあり方を検討するとともに、関係機関への働きかけを行っていくこととする。

第7 経営形態及び再編・ネットワーク化

「新公立病院改革ガイドライン」により、記載が求められている経営形態及び再編・ネットワーク化については、次のとおりとなっている。

1 経営形態

沖縄県では、経営形態について現行の経営形態（地方公営企業法全部適用）を維持することとしている。

2 再編・ネットワーク化

沖縄県では、再編・ネットワーク化について「沖縄県地域医療構想」において、次のとおり記載している。

沖縄県地域医療構想（抜粋）

第6 構想区域編

第1節 北部構想区域

4. 構想実現に向けた取り組み

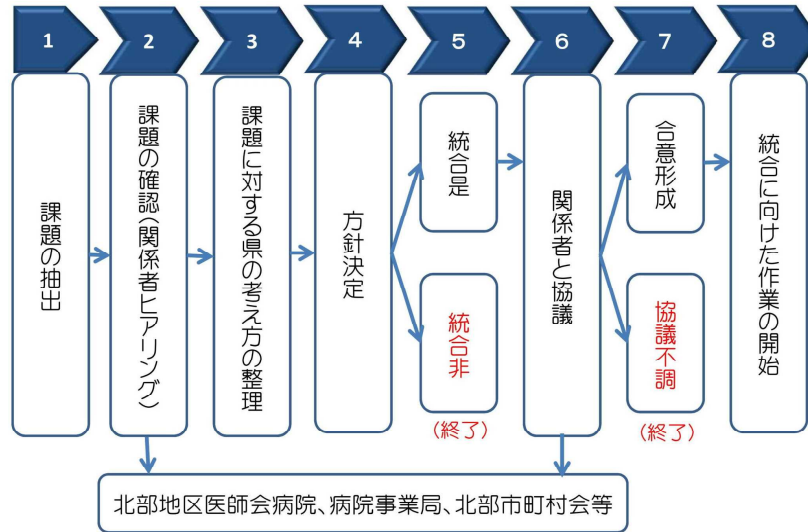
(5) 急性期医療の提供体制の充実

北部圏域の急性期医療における医師不足及び患者流出などの課題の解決を図り、充実して安定した医療提供体制を構築するためには、医師が魅力を感じる医療機能を備えた病院を整備する必要があります。しかしながら、同圏域は病床過剰地域のため、急性期病院の増床により医療機能の充実を図ることは、困難な状況です。

北部圏域の急性期医療の充実及び安定化を図る観点から、また、地方公営企業という病院事業の現行の経営形態を維持することを前提として、以下のプロセスにより、県立北部病院と北部地区医師会病院（同附属病院を含む。）の統合の是非について、検討を行うこととします。

県立北部病院と北部地区医師会病院の統合問題の検討プロセス

前提：現行の経営形態を維持



1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収 入	1. 医 業 収 益 a	44,252	45,549	47,474	49,637	50,811	52,595	53,888
	(1) 料 金 収 入	42,924	44,174	46,135	48,331	49,642	51,461	52,776
	(2) そ の 他	1,328	1,375	1,339	1,306	1,169	1,134	1,112
	うち他会計負担金	707	745	763	718	718	718	718
	2. 医 業 外 収 益	7,324	7,340	7,308	7,230	8,498	7,717	7,696
	(1) 他会計負担金・補助金	4,047	4,057	4,008	3,953	4,144	4,133	4,122
	(2) 国(県)補助金	267	230	313	283	283	291	292
	(3) 長期前受金戻入	2,352	2,325	2,304	2,267	3,363	2,583	2,576
	(4) そ の 他	658	728	683	727	708	710	706
	経 常 収 益 (A)	51,576	52,889	54,782	56,867	59,309	60,312	61,584
支 出	1. 医 業 費 用 b	48,973	50,987	52,622	54,789	56,622	57,912	59,033
	(1) 職 員 給 与 費 c	29,409	30,455	31,347	32,771	33,633	34,478	35,160
	(2) 材 料 費	9,336	10,006	10,451	10,746	11,226	11,544	11,835
	(3) 経 費	6,860	7,176	7,471	7,902	7,938	8,090	8,227
	(4) 減 価 償 却 費	2,995	3,083	3,058	3,059	3,534	3,518	3,530
	(5) そ の 他	373	267	295	311	291	282	281
	2. 医 業 外 費 用	2,119	2,085	1,990	2,019	2,384	2,397	2,379
	(1) 支 払 利 息	584	549	600	628	776	767	755
	(2) そ の 他	1,535	1,536	1,390	1,391	1,608	1,630	1,624
	経 常 費 用 (B)	51,092	53,072	54,612	56,808	59,006	60,309	61,412
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	484	△ 183	170	59	303	3	172	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	424	215	129	124	130	130	130
	2. 特 別 損 失 (E)	2,907	173	222	165	1,436	152	128
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 2,483	42	△ 93	△ 41	△ 1,306	△ 22	2
純 損 益 (C)+(F)	△ 1,999	△ 141	77	18	△ 1,003	△ 19	174	
累 積 欠 損 金 (G)	4,145	4,284	4,207	4,189	5,192	5,211	5,037	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	19,240	17,968	19,401	19,029	18,909	18,825	19,040
	流 動 負 債 (イ)	9,829	8,826	9,691	8,824	9,184	9,265	9,636
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ)	△ 9,411	△ 9,142	△ 9,710	△ 10,205	△ 9,725	△ 9,560	△ 9,404	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.9	99.7	100.3	100.1	100.5	100.0	100.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 21.3	△ 20.1	△ 20.5	△ 20.6	△ 19.1	△ 18.2	△ 17.5	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.4	89.3	90.2	90.6	89.7	90.8	91.3	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	66.5	66.9	66.0	66.0	66.2	65.6	65.2	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (H)	△ 9,411	△ 9,142	△ 9,710	△ 10,205	△ 9,725	△ 9,560	△ 9,404	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 21.3	△ 20.1	△ 20.5	△ 20.6	△ 19.1	△ 18.2	△ 17.5	
病 床 利 用 率	83.9	83.9	-	-	-	-	-	

病院名	総括表
-----	-----

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32	
収 入	1. 企業債	1,568	1,859	5,540	7,254	1,500	1,500	1,500
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	1,830	1,571	1,834	1,570	1,538	1,732	1,761
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	8	198	1,607	1,598	33	33	33
	7. その他	0	8	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	3,406	3,636	8,981	10,422	3,071	3,265	3,294
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	74	56	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	473	220	734	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	2,859	3,360	8,247	10,422	3,071	3,265	3,294	
支 出	1. 建設改良費	1,969	2,232	7,435	9,024	1,711	1,711	1,711
	2. 企業債償還金	3,174	3,147	2,721	2,515	2,557	2,945	3,019
	3. 他会計長期借入金返還金	600	600	599	600	200	200	200
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	5,743	5,979	10,755	12,139	4,468	4,856	4,930
差引不足額 (B)-(A) (C)	2,884	2,619	2,508	1,717	1,397	1,591	1,636	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	2,332	2,343	1,774	1,717	1,397	1,591	1,636
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	547	276	734	0	0	0	0
	4. その他	5	0	0	0	0	0	0
計 (D)	2,884	2,619	2,508	1,717	1,397	1,591	1,636	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(272) 4,754	(274) 4,802	(275) 4,771	(277) 4,671	(277) 4,862	(277) 4,851	(277) 4,840
資本的収支	(0) 1,830	(0) 1,571	(0) 1,834	(0) 1,570	(0) 1,538	(0) 1,732	(0) 1,761
合計	(272) 6,584	(274) 6,373	(275) 6,605	(277) 6,241	(277) 6,400	(277) 6,583	(277) 6,601

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

別表「収支計画」(第5 経営の効率化 3-(1)関連)

病院名	北部病院
-----	------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収 入	1. 医 業 収 益 a	5,204	5,369	5,501	6,154	6,327	6,445	6,569
	(1) 料 金 収 入	5,069	5,219	5,346	5,989	6,158	6,274	6,389
	(2) そ の 他	135	150	155	165	169	171	180
	うち他会計負担金	87	94	91	91	91	91	91
	2. 医 業 外 収 益	728	808	736	764	776	762	764
	(1) 他会計負担金・補助金	442	502	419	433	451	434	439
	(2) 国(県)補助金	22	20	20	19	20	20	19
	(3) 長期前受金戻入	228	228	228	228	228	228	228
	(4) そ の 他	36	58	69	84	77	80	78
	経 常 収 益 (A)	5,932	6,177	6,237	6,918	7,103	7,207	7,333
支 出	1. 医 業 費 用 b	5,664	5,793	6,041	6,687	6,852	6,960	7,059
	(1) 職 員 給 与 費 c	3,579	3,687	3,800	4,389	4,530	4,608	4,687
	(2) 材 料 費	938	1,029	1,086	1,134	1,151	1,169	1,187
	(3) 経 費	765	785	831	833	841	849	857
	(4) 減 価 償 却 費	255	256	272	281	277	279	278
	(5) そ の 他	127	36	52	50	53	55	50
	2. 医 業 外 費 用	177	179	115	169	150	162	153
	(1) 支 払 利 息	33	29	29	21	33	29	28
	(2) そ の 他	144	150	86	148	117	133	125
	経 常 費 用 (B)	5,841	5,972	6,156	6,856	7,002	7,122	7,212
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	91	205	81	62	101	85	121	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	116	30	26	28	27	28	28
	2. 特 別 損 失 (E)	361	20	27	24	26	24	29
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 245	10	△ 1	4	1	4	△ 1
純 損 益 (C)+(F)	△ 154	215	80	66	102	89	120	
累 積 欠 損 金 (G)	705	490	410	344	242	153	33	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,234	1,264	1,221	1,240	1,240	1,241	1,235
	流 動 負 債 (イ)	1,157	1,010	1,107	1,006	988	966	898
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	△ 77	△ 254	△ 114	△ 234	△ 252	△ 275	△ 337	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.6	103.4	101.3	100.9	101.4	101.2	101.7	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 1.5	△ 4.7	△ 2.1	△ 3.8	△ 4.0	△ 4.3	△ 5.1	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.9	92.7	91.1	92.0	92.3	92.6	93.1	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	68.8	68.7	69.1	71.3	71.6	71.5	71.4	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	△ 77	△ 254	△ 114	△ 234	△ 252	△ 275	△ 337	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 1.5	△ 4.7	△ 2.1	△ 3.8	△ 4.0	△ 4.3	△ 5.1	
病 床 利 用 率	75.9	74.8	68.7	73.5	75.1	75.1	75.1	

病院名	北部病院
-----	------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収	1. 企業債	128	93	132	66	185	185
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	222	242	370	182	181	176
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	6	4	5	5
	7. その他	0	0	0	0	0	0
入	収入計 (a)	350	335	508	252	371	366
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)	0	56	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	52	0	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c) (A)	350	227	508	252	371	366
支	1. 建設改良費	175	175	332	78	209	209
	2. 企業債償還金	368	381	288	283	281	271
	3. 他会計長期借入金返還金	89	89	89	89	30	30
	4. その他	0	0	0	0	0	0
支出計 (B)	632	645	709	450	520	510	
差引不足額 (B)-(A) (C)	282	418	201	198	149	144	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	282	310	201	198	149	144
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	108	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	282	418	201	198	149	144	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(0) 529	(0) 596	(0) 510	(0) 524	(0) 542	(0) 525	(0) 530
資本的収支	(0) 222	(0) 242	(0) 370	(0) 182	(0) 181	(0) 176	(0) 156
合計	(0) 751	(0) 838	(0) 880	(0) 706	(0) 723	(0) 701	(0) 686

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収 入	1. 医 業 収 益 a	14,542	15,156	15,939	16,612	17,248	17,945	18,735
	(1) 料 金 収 入	14,173	14,769	15,546	16,244	16,905	17,610	18,406
	(2) そ の 他	369	387	393	368	343	335	329
	うち 他 会 計 負 担 金	173	180	177	177	177	177	177
	2. 医 業 外 収 益	1,707	1,709	1,702	1,704	1,705	1,705	1,703
	(1) 他 会 計 負 担 金・補 助 金	606	586	566	569	582	576	573
	(2) 国 (県) 補 助 金	90	75	119	109	98	100	106
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	697	698	698	699	698	698	698
	(4) そ の 他	314	350	319	327	327	331	326
	経 常 収 益 (A)	16,249	16,865	17,641	18,316	18,953	19,650	20,438
支 出	1. 医 業 費 用 b	15,339	16,174	16,891	17,409	18,028	18,673	19,285
	(1) 職 員 給 与 費 c	8,921	9,181	9,598	9,972	10,379	10,833	11,255
	(2) 材 料 費	3,264	3,541	3,700	3,759	3,897	4,037	4,183
	(3) 経 費	2,078	2,326	2,501	2,568	2,649	2,696	2,742
	(4) 減 価 償 却 費	987	1,035	1,012	1,024	1,018	1,021	1,019
	(5) そ の 他	89	91	80	86	85	86	86
	2. 医 業 外 費 用	637	661	663	667	661	662	661
	(1) 支 払 利 息	141	132	150	146	144	143	143
	(2) そ の 他	496	529	513	521	517	519	518
	経 常 費 用 (B)	15,976	16,835	17,554	18,076	18,689	19,335	19,946
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	273	30	87	240	264	315	492	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	53	35	11	12	15	18	18
	2. 特 別 損 失 (E)	871	18	40	45	41	36	20
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 818	17	△ 29	△ 33	△ 26	△ 18	△ 2
純 損 益 (C)+(F)	△ 545	47	58	207	238	297	490	
累 積 欠 損 金 (G)	△ 9,704	△ 9,751	△ 9,809	△ 10,016	△ 10,254	△ 10,551	△ 11,041	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	5,169	5,064	5,239	5,260	5,183	5,186	5,217
	流 動 負 債 (イ)	3,108	2,769	2,789	2,830	2,818	2,812	2,905
	うち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0
	翌 年 度 繰 越 財 源 (ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (エ)	0	0	0	0	0	0	0
差 引 不 良 債 務 (オ)	△ 2,061	△ 2,295	△ 2,450	△ 2,430	△ 2,365	△ 2,374	△ 2,312	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.7	100.2	100.5	101.3	101.4	101.6	102.5	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 14.2	△ 15.1	△ 15.4	△ 14.6	△ 13.7	△ 13.2	△ 12.3	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	94.8	93.7	94.4	95.4	95.7	96.1	97.1	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	61.3	60.6	60.2	60.0	60.2	60.4	60.1	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	△ 2,061	△ 2,295	△ 2,450	△ 2,430	△ 2,365	△ 2,374	△ 2,312	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 14.2	△ 15.1	△ 15.4	△ 14.6	△ 13.7	△ 13.2	△ 12.3	
病 床 利 用 率	93.1	94.6	97.7	98.4	97.9	98.3	98.4	

病院名	中部病院
-----	------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32	
収 入	1. 企業債	696	200	1,332	169	486	486	486
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	595	467	512	450	559	548	557
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	13	6	10	10	10
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	1,291	667	1,857	625	1,055	1,044	1,053
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	51	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	308	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	932	667	1,857	625	1,055	1,044	1,053	
支 出	1. 建設改良費	869	250	1,379	205	563	563	563
	2. 企業債償還金	996	999	875	745	960	935	953
	3. 他会計長期借入金返還金	191	191	191	191	64	64	64
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	2,056	1,440	2,445	1,141	1,587	1,562	1,580
差引不足額 (B)-(A) (C)	1,124	773	588	516	532	518	527	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	760	773	588	516	532	518	527
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	359	0	0	0	0	0	0
	4. その他	5	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,124	773	588	516	532	518	527	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(0) 779	(0) 766	(0) 743	(0) 746	(0) 759	(0) 753	(0) 750
資本的収支	(0) 595	(0) 467	(0) 512	(0) 450	(0) 559	(0) 548	(0) 557
合計	(0) 1,374	(0) 1,233	(0) 1,255	(0) 1,196	(0) 1,318	(0) 1,301	(0) 1,307

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収 入	1. 医 業 収 益 a	13,230	13,515	14,328	14,779	15,122	15,551	15,851
	(1) 料 金 収 入	12,851	13,163	14,030	14,524	14,912	15,371	15,695
	(2) そ の 他	379	352	298	255	210	180	156
	うち他会計負担金	247	245	246	246	246	246	246
	2. 医 業 外 収 益	2,025	1,825	1,971	1,915	1,915	1,928	1,922
	(1) 他会計負担金・補助金	958	858	949	921	909	927	919
	(2) 国(県)補助金	119	103	140	121	121	127	123
	(3) 長期前受金戻入	723	621	672	647	659	653	656
	(4) そ の 他	225	243	210	226	226	221	224
	経 常 収 益 (A)	15,255	15,340	16,299	16,694	17,037	17,479	17,773
支 出	1. 医 業 費 用 b	14,200	14,763	15,300	15,703	16,101	16,545	16,890
	(1) 職 員 給 与 費 c	8,315	8,604	8,842	9,032	9,233	9,506	9,667
	(2) 材 料 費	2,994	3,188	3,386	3,496	3,602	3,708	3,822
	(3) 経 費	2,042	2,092	2,193	2,287	2,377	2,453	2,519
	(4) 減 価 償 却 費	795	810	803	806	804	805	805
	(5) そ の 他	54	69	76	82	85	73	77
	2. 医 業 外 費 用	785	758	799	790	785	782	783
	(1) 支 払 利 息	297	279	315	308	303	301	301
	(2) そ の 他	488	479	484	482	482	481	482
	経 常 費 用 (B)	14,985	15,521	16,099	16,493	16,886	17,327	17,673
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	270	△ 181	200	201	151	152	100	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	28	24	54	46	48	43	43
	2. 特 別 損 失 (E)	658	28	64	55	53	50	36
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 630	△ 4	△ 10	△ 9	△ 5	△ 7	7
純 損 益 (C)+(F)	△ 360	△ 185	190	192	146	145	107	
累 積 欠 損 金 (G)	△ 3,712	△ 3,527	△ 3,717	△ 3,909	△ 4,055	△ 4,200	△ 4,307	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	4,536	3,931	4,642	4,525	4,408	4,376	4,488
	流 動 負 債 (イ)	2,883	2,584	2,709	2,541	2,535	2,547	2,689
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	△ 1,653	△ 1,347	△ 1,933	△ 1,984	△ 1,873	△ 1,829	△ 1,799	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.8	98.8	101.2	101.2	100.9	100.9	100.6	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 12.5	△ 10.0	△ 13.5	△ 13.4	△ 12.4	△ 11.8	△ 11.3	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	93.2	91.5	93.6	94.1	93.9	94.0	93.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	62.8	63.7	61.7	61.1	61.1	61.1	61.0	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	△ 1,653	△ 1,347	△ 1,933	△ 1,984	△ 1,873	△ 1,829	△ 1,799	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 12.5	△ 10.0	△ 13.5	△ 13.4	△ 12.4	△ 11.8	△ 11.3	
病 床 利 用 率	91.4	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32	
収 入	1. 企業債	308	10	751	64	435	435	435
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	575	565	635	553	567	560	575
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	6	2	4	4	4
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	883	575	1,392	619	1,006	999	1,014
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	666	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	883	575	726	619	1,006	999	1,014	
支 出	1. 建設改良費	351	22	793	79	489	489	489
	2. 企業債償還金	1,025	1,061	981	878	906	893	923
	3. 他会計長期借入金返還金	160	160	160	160	53	53	53
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	1,536	1,243	1,934	1,117	1,448	1,435	1,465
差引不足額 (B)-(A) (C)	653	668	1,208	498	442	436	451	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	653	668	542	498	442	436	451
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	666	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	653	668	1,208	498	442	436	451	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1,205	1,103	1,195	1,167	1,155	1,173	1,165
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	575	565	635	553	567	560	575
合計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1,780	1,668	1,830	1,720	1,722	1,733	1,740

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収 入	1. 医 業 収 益 a	5,247	5,313	5,280	5,296	5,287	5,292	5,289
	(1) 料 金 収 入	5,053	5,106	5,080	5,092	5,085	5,089	5,087
	(2) そ の 他	194	207	200	204	202	203	202
	うち他会計負担金	98	99	102	102	102	102	102
	2. 医 業 外 収 益	1,150	1,222	1,188	1,185	1,198	1,191	1,192
	(1) 他会計負担金・補助金	669	747	710	708	721	714	715
	(2) 国(県)補助金	19	17	18	18	18	18	18
	(3) 長期前受金戻入	420	414	417	416	416	416	416
	(4) そ の 他	42	44	43	43	43	43	43
	経 常 収 益 (A)	6,397	6,535	6,468	6,481	6,485	6,483	6,481
支 出	1. 医 業 費 用 b	5,950	6,112	6,127	6,130	6,111	6,118	6,113
	(1) 職 員 給 与 費 c	3,357	3,534	3,545	3,552	3,698	3,696	3,676
	(2) 材 料 費	1,077	1,079	1,078	1,079	1,078	1,078	1,078
	(3) 経 費	887	868	877	872	875	873	874
	(4) 減 価 償 却 費	605	603	605	604	437	447	461
	(5) そ の 他	24	28	22	23	23	24	24
	2. 医 業 外 費 用	255	252	241	246	250	249	248
	(1) 支 払 利 息	75	73	62	67	71	70	69
	(2) そ の 他	180	179	179	179	179	179	179
	経 常 費 用 (B)	6,205	6,364	6,368	6,376	6,361	6,367	6,361
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	192	171	100	105	124	116	120	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	190	24	12	11	13	14	14
	2. 特 別 損 失 (E)	485	47	12	12	12	12	12
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 295	△ 23	0	△ 1	1	2	2
純 損 益 (C)+(F)	△ 103	148	100	104	125	118	122	
累 積 欠 損 金 (G)	4,705	4,556	4,456	4,352	4,227	4,109	3,987	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,467	1,387	1,871	1,566	1,573	1,599	1,652
	流 動 負 債 (イ)	1,319	1,067	1,625	1,028	1,046	1,109	1,207
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	△ 148	△ 320	△ 246	△ 538	△ 527	△ 490	△ 445	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	103.1	102.7	101.6	101.6	101.9	101.8	101.9	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 2.8	△ 6.0	△ 4.7	△ 10.2	△ 10.0	△ 9.3	△ 8.4	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	88.2	86.9	86.2	86.4	86.5	86.5	86.5	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	64.0	66.5	67.1	67.1	69.9	69.8	69.5	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	△ 148	△ 320	△ 246	△ 538	△ 527	△ 490	△ 445	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 2.8	△ 6.0	△ 4.7	△ 10.2	△ 10.0	△ 9.3	△ 8.4	
病 床 利 用 率	90.3	90.0	86.4	94.9	94.9	94.9	94.9	

病院名	宮古病院
-----	------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32	
収	1. 企業債	60	18	17	44	184	184	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	214	197	188	200	96	95	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	7	0	8	0	8	8	
	7. その他	0	8	0	0	0	0	
収入計 (a)	281	223	213	244	288	287	307	
入	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c) (A)	281	223	213	244	288	287	307
	支	1. 建設改良費	84	21	27	47	203	203
2. 企業債償還金		451	443	369	391	183	181	
3. 他会計長期借入金返還金		65	65	64	65	22	22	
4. その他		0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)		600	529	460	503	408	406	445
差引不足額 (B)-(A) (C)	319	306	247	259	120	119	138	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	319	306	247	259	120	119	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	319	306	247	259	120	119	138	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(130) 767	(137) 846	(140) 812	(137) 810	(137) 823	(137) 816	(137) 817
資本的収支	(0) 214	(0) 197	(0) 188	(0) 200	(0) 96	(0) 95	(0) 115
合計	(130) 981	(137) 1,043	(140) 1,000	(137) 1,010	(137) 919	(137) 911	(137) 932

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収 入	1. 医 業 収 益 a	4,433	4,650	4,833	5,118	5,103	5,602	5,642
	(1) 料 金 収 入	4,207	4,412	4,570	4,834	4,888	5,387	5,427
	(2) そ の 他	226	238	263	284	215	215	215
	うち 他 会 計 負 担 金	102	127	147	102	102	102	102
	2. 医 業 外 収 益	1,076	1,142	962	902	2,149	1,373	1,359
	(1) 他 会 計 負 担 金・補 助 金	813	824	703	655	817	816	811
	(2) 国 (県) 補 助 金	17	15	16	16	26	26	26
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	229	290	222	206	1,293	518	509
	(4) そ の 他	17	13	21	25	13	13	13
	経 常 収 益 (A)	5,509	5,792	5,795	6,020	7,252	6,975	7,001
支 出	1. 医 業 費 用 b	5,009	5,278	5,358	5,926	6,553	6,587	6,598
	(1) 職 員 給 与 費 c	3,194	3,319	3,425	3,669	3,606	3,607	3,607
	(2) 材 料 費	775	870	894	968	1,185	1,237	1,245
	(3) 経 費	737	761	708	973	819	831	833
	(4) 減 価 償 却 費	273	302	284	264	917	886	887
	(5) そ の 他	30	26	47	52	26	26	26
	2. 医 業 外 費 用	148	170	109	80	473	478	470
	(1) 支 払 利 息	25	24	32	71	211	211	201
	(2) そ の 他	123	146	77	9	262	267	269
	経 常 費 用 (B)	5,157	5,448	5,467	6,006	7,026	7,065	7,068
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	352	344	328	14	226	△ 90	△ 67	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	6	79	0	1	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	381	49	71	21	1,296	21	21
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 375	30	△ 71	△ 20	△ 1,295	△ 20	△ 20
純 損 益 (C)+(F)	△ 23	374	257	△ 6	△ 1,069	△ 110	△ 87	
累 積 欠 損 金 (G)	△ 140	△ 515	△ 772	△ 766	303	413	500	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,268	1,651	1,395	1,463	1,444	1,488	1,447
	流 動 負 債 (イ)	868	867	958	920	1,299	1,302	1,389
	うち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0
	翌 年 度 繰 越 財 源 (ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (エ)	0	0	0	0	0	0	0
差 引 不 良 債 務 (オ)	△ 400	△ 784	△ 437	△ 543	△ 145	△ 186	△ 58	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	106.8	106.3	106.0	100.2	103.2	98.7	99.1	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 9.0	△ 16.9	△ 9.0	△ 10.6	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	88.5	88.1	90.2	86.4	77.9	85.0	85.5	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	72.1	71.4	70.9	71.7	70.7	64.4	63.9	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	△ 400	△ 784	△ 437	△ 543	△ 145	△ 186	△ 58	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 9.0	△ 16.9	△ 9.0	△ 10.6	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	
病 床 利 用 率	61.6	62.1	59.4	67.9	76.1	81.0	82.1	

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収	1. 企業債	337	1,522	3,253	6,714	143	143
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	126	61	91	149	99	313
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	1	198	1,479	1,586	6	6
	7. その他	0	0	0	0	0	0
入	収入計(a)	464	1,781	4,823	8,449	248	462
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	23	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	165	168	68	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c)(A)	276	1,613	4,755	8,449	248	462
支	1. 建設改良費	439	1,733	4,733	8,396	158	158
	2. 企業債償還金	159	177	168	181	180	608
	3. 他会計長期借入金返還金	70	70	70	70	23	23
	4. その他	0	0	0	0	0	0
支出計(B)	668	1,980	4,971	8,647	361	789	
差引不足額(B)-(A)(C)	392	367	216	198	113	327	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	204	199	148	198	113	327
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	188	168	68	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計(D)	392	367	216	198	113	327	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0						
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(142) 915	(137) 951	(135) 850	(140) 757	(140) 919	(140) 918	(140) 913
資本的収支	(0) 126	(0) 61	(0) 91	(0) 149	(0) 99	(0) 313	(0) 309
合計	(142) 1,041	(137) 1,012	(135) 941	(140) 906	(140) 1,018	(140) 1,231	(140) 1,222

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

別表「収支計画」(第5 経営の効率化 3-(1)関連)

病院名	精和病院
-----	------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,596	1,546	1,593	1,678	1,724	1,760	1,802
	(1) 料 金 収 入	1,571	1,505	1,563	1,648	1,694	1,730	1,772
	(2) そ の 他	25	41	30	30	30	30	30
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	580	572	689	700	695	698	696
	(1) 他会計負担金・補助金	518	491	616	622	619	621	620
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長期前受金戻入	54	74	67	71	69	70	69
	(4) そ の 他	8	7	6	7	7	7	7
	経 常 収 益 (A)	2,176	2,118	2,282	2,378	2,419	2,458	2,498
支 出	1. 医 業 費 用 b	2,223	2,295	2,336	2,365	2,408	2,460	2,519
	(1) 職 員 給 与 費 c	1,634	1,720	1,727	1,747	1,777	1,818	1,858
	(2) 材 料 費	288	299	307	310	313	315	320
	(3) 経 費	182	193	212	220	228	239	253
	(4) 減 価 償 却 費	80	77	82	80	81	80	80
	(5) そ の 他	39	6	8	8	9	8	8
	2. 医 業 外 費 用	52	53	52	56	54	53	53
	(1) 支 払 利 息	12	11	11	14	13	12	12
	(2) そ の 他	40	42	41	42	41	41	41
	経 常 費 用 (B)	2,275	2,348	2,388	2,421	2,462	2,513	2,572
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 99	△ 230	△ 106	△ 43	△ 43	△ 55	△ 74	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	3	1	1	1	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	100	6	3	3	3	4	5
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 97	△ 5	△ 2	△ 2	△ 2	△ 3	△ 4
純 損 益 (C)+(F)	△ 196	△ 235	△ 108	△ 45	△ 45	△ 58	△ 78	
累 積 欠 損 金 (G)	799	1,034	1,142	1,187	1,232	1,290	1,368	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	315	362	323	333	333	338	332
	流 動 負 債 (イ)	400	459	414	394	389	413	418
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0	0
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	85	97	91	61	56	75	86
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.6	90.2	95.6	98.2	98.3	97.8	97.1	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	5.3	6.3	5.7	3.6	3.2	4.3	4.8	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	71.8	67.4	68.2	71.0	71.6	71.5	71.5	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	102.4	111.3	108.4	104.1	103.1	103.3	103.1	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	85	97	91	61	56	75	86	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	5.3	6.3	5.7	3.6	3.2	4.3	4.8	
病 床 利 用 率	84.5	80.2	84.8	86.6	87.1	87.6	88.5	

病院名	精和病院
-----	------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収	1. 企業債	36	16	8	15	67	67
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	97	38	33	35	29	28
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
入	収入計 (a)	133	54	41	50	96	95
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c) (A)	133	54	41	50	96	95
支	1. 建設改良費	48	31	25	31	89	89
	2. 企業債償還金	174	85	37	34	33	33
	3. 他会計長期借入金返還金	25	25	25	25	8	8
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	247	141	87	90	130	130
差引不足額 (B)-(A) (C)	114	87	46	40	34	35	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	114	87	46	40	34	35
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	114	87	46	40	34	35	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0						
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(0) 518	(0) 491	(0) 616	(0) 622	(0) 619	(0) 621	(0) 620
資本的収支	(0) 97	(0) 38	(0) 33	(0) 35	(0) 29	(0) 28	(0) 32
合計	(0) 615	(0) 529	(0) 649	(0) 657	(0) 648	(0) 649	(0) 652

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
入	1. 医 業 収 益 a	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	58	62	60	60	60	60	60
	(1) 他会計負担金・補助金	41	49	45	45	45	45	45
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長期前受金戻入	1	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	16	13	15	15	15	15	15
	経 常 収 益 (A)	58	62	60	60	60	60	60
出	1. 医 業 費 用 b	588	572	569	569	569	569	569
	(1) 職 員 給 与 費 c	409	410	410	410	410	410	410
	(2) 材 料 費	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経 費	169	151	149	149	149	149	149
	(4) 減 価 償 却 費	0	0	0	0	0	0	0
	(5) そ の 他	10	11	10	10	10	10	10
	2. 医 業 外 費 用	65	12	11	11	11	11	11
	(1) 支 払 利 息	1	1	1	1	1	1	1
	(2) そ の 他	64	11	10	10	10	10	10
	経 常 費 用 (B)	653	584	580	580	580	580	580
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 595	△ 522	△ 520	△ 520	△ 520	△ 520	△ 520	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	28	22	25	25	25	25	25
	2. 特 別 損 失 (E)	51	5	5	5	5	5	5
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 23	17	20	20	20	20	20
純 損 益 (C)+(F)	△ 618	△ 505	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	
累 積 欠 損 金 (G)	11,492	11,997	12,497	12,997	13,497	13,997	14,497	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	5,251	4,309	4,710	4,642	4,728	4,597	4,669
	流 動 負 債 (イ)	94	70	89	105	109	116	130
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	△ 5,157	△ 4,239	△ 4,621	△ 4,537	△ 4,619	△ 4,481	△ 4,539	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	8.9	10.6	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (H)	△ 5,157	△ 4,239	△ 4,621	△ 4,537	△ 4,619	△ 4,481	△ 4,539	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	-	-	-	-	-	-	-	

病院名	県立病院課
-----	-------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32	
収 入	1. 企業債	3	0	47	182	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	1	1	5	1	7	12	17
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	95	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	4	1	147	183	7	12	17
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	4	1	147	183	7	12	17	
支 出	1. 建設改良費	3	0	146	188	0	0	0
	2. 企業債償還金	1	1	3	3	14	24	33
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	4	1	149	191	14	24	33
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	2	8	7	12	16	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	2	8	7	12	16
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	0	2	8	7	12	16	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(0) 41	(0) 49	(0) 45	(0) 45	(0) 45	(0) 45	(0) 45
資本的収支	(0) 1	(0) 1	(0) 5	(0) 1	(0) 7	(0) 12	(0) 17
合計	(0) 42	(0) 50	(0) 50	(0) 46	(0) 52	(0) 57	(0) 62

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
入	1. 医 業 収 益 a	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	58	62	60	60	60	60	60
	(1) 他会計負担金・補助金	41	49	45	45	45	45	45
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長期前受金戻入	1	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	16	13	15	15	15	15	15
	経 常 収 益 (A)	58	62	60	60	60	60	60
支	1. 医 業 費 用 b	588	572	569	569	569	569	569
	(1) 職 員 給 与 費 c	409	410	410	410	410	410	410
	(2) 材 料 費	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経 費	169	151	149	149	149	149	149
	(4) 減 価 償 却 費	0	0	0	0	0	0	0
	(5) そ の 他	10	11	10	10	10	10	10
	2. 医 業 外 費 用	65	12	11	11	11	11	11
	(1) 支 払 利 息	1	1	1	1	1	1	1
	(2) そ の 他	64	11	10	10	10	10	10
	経 常 費 用 (B)	653	584	580	580	580	580	580
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 595	△ 522	△ 520	△ 520	△ 520	△ 520	△ 520	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	28	22	25	25	25	25	25
	2. 特 別 損 失 (E)	51	5	5	5	5	5	5
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 23	17	20	20	20	20	20
純 損 益 (C)+(F)	△ 618	△ 505	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	
累 積 欠 損 金 (G)	11,492	11,997	12,497	12,997	13,497	13,997	14,497	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	5,251	4,309	4,710	4,642	4,728	4,597	4,669
	流 動 負 債 (イ)	94	70	89	105	109	116	130
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	△ 5,157	△ 4,239	△ 4,621	△ 4,537	△ 4,619	△ 4,481	△ 4,539	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	8.9	10.6	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	△ 5,157	△ 4,239	△ 4,621	△ 4,537	△ 4,619	△ 4,481	△ 4,539	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	-	-	-	-	-	-	-	

病院名	県立病院課
-----	-------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32	
収 入	1. 企業債	3	0	47	182	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	1	1	5	1	7	12	17
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	95	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	4	1	147	183	7	12	17
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	4	1	147	183	7	12	17	
支 出	1. 建設改良費	3	0	146	188	0	0	0
	2. 企業債償還金	1	1	3	3	14	24	33
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	4	1	149	191	14	24	33
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	2	8	7	12	16	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	2	8	7	12	16
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	0	2	8	7	12	16	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

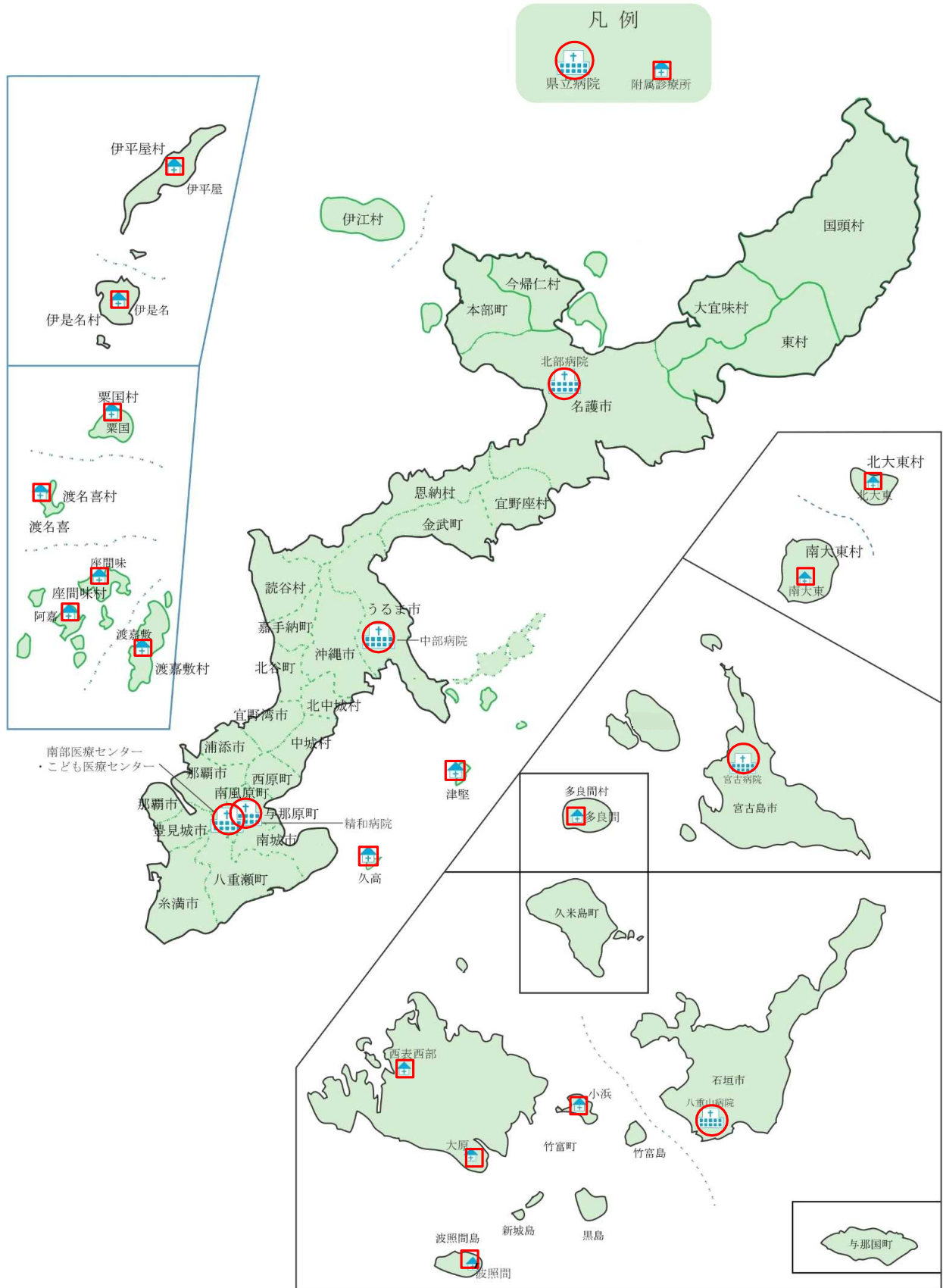
区分	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29	H30	H31	H32
収益的収支	(0) 41	(0) 49	(0) 45	(0) 45	(0) 45	(0) 45	(0) 45
資本的収支	(0) 1	(0) 1	(0) 5	(0) 1	(0) 7	(0) 12	(0) 17
合計	(0) 42	(0) 50	(0) 50	(0) 46	(0) 52	(0) 57	(0) 62

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

資料編

沖縄県立病院・附属診療所位置図



■ 県立病院の役割と機能

※「県立病院のあり方に関する基本構想」より抜粋

役割の基本方向	医療機能の基本方向	内容等(例示)
1 民間医療機関で対応の困難な医療の提供	①高度医療 (高度な医療技術、多くの専門的スタッフ及び高度な医療機器を用いて行う医療)	・3次(救命)救急医療 ・周産期医療 ・がん医療 ・心及び脳循環器系疾患医療 等
	②特殊医療 (一般の医療機関では対応が困難な特殊医療)	・精神科身体合併症医療 ・触法患者を含む重症精神障害者医療 ・難病医療 等
	③不採算医療 (採算性の面から他の医療機関では対応が困難な医療)	・へき地・離島医療 ・小児医療 等
2 各圏域の地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供	①地域医療の確保 (地域で量的・質的に不足する一般医療)	・2次救急医療 ・充足率の低い診療科 等
3 公的医療機関として担う必要がある医療等の提供	①法令等の位置付けがある医療 (法令上又は歴史的経過から、行政の積極的な関与が期待され、行政が主体となって担うべき医療)	・結核・感染症医療 ・精神科救急医療 ・災害時医療 等
	②先導的医療 (新たな医療課題に対して、先導的に取り組む必要がある医療)	・エイズ医療 ・小児(児童・思春期)精神科医療 ・臓器移植 等
4 その他	③地域の医療レベル向上のための教育・研修機能	・卒後臨床研修 等